

港南造形生としての誇りを持ち、規律・規範を守り、常に礼節を重んじ、礼儀正しく責任ある行動をとること。

校内生活

1. 授業の始めと終わりには、起立して姿勢を整え、挨拶を行うこと。
2. 授業開始時刻に遅れた場合を「遅刻」とし、入室許可証に必要事項を記入し、入室すること。各時限の遅刻も同様の手続きを行うこと。
3. 事情のない限り、欠席・遅刻・欠課・早退をしてはならない。止むを得ず欠席等をする時は、事前に保護者による届け出を行うこと。
4. 登校後は、放課後まで外出は認めない。緊急の場合は、担任に申し出て、外出許可証を得ること。
5. 課外活動は、平日は17時までとする。特に事情がある時は、指導教員の付き添いを条件として、延長が認められる。
6. 学用品以外の物品や高額の金銭を学校に持参しないこと。また、造形の授業等で許可された彫刻刀やナイフ等を除き、ライター等の危険な物品を所持しないこと。
7. 所持品の保管については、各自盗難被害にあわぬように充分注意すること。生徒ロッカーは施錠すること。また、落書等で汚さず清潔にすること。体育や移動教室の授業では、貴重品は各自、生徒ロッカーで保管すること。
8. 盗難、拾得物、紛失のあった場合は、速やかに担任もしくは、生徒指導部に届けること。
9. 校舎、設備、備品等の公共物を大切にすること。汚損、破損したときは担任に届け出ること。弁償を原則とする。
10. 校内での集会、文書配布、掲示等については、事前に学年の教員に届け出て、その指示に従うこと。
11. エアコン、電気、水道の使用は、節約につとめ、下校の際は、後始末ならびに戸締りを確実にすること。
12. 携帯電話の校内での使用については、別途指示する

礼儀・作法

常に礼節を重んじ、礼儀正しく行動すること。いかなる場合にも暴力(暴言)を用いてはならない。また、他人に迷惑をかけることや、嫌な思いをさせることがあってはならない。加えて、SNS等を用いて他人を傷つけるような書き込み、発言等をしてはならない。

校外生活

どこにあっても港南造形生としての自覚と誇りをもち、責任ある行動をとること。

1. 外出に際しては、保護者との連絡をおこたらないこと。
2. アルバイトは届け出制とする。保護者と十分話し合い、学業の妨げとならないよう考えて行うこと。始める前に担任に届け出ること。
3. 年齢制限のある施設(飲食店、遊技場)等には立ち入らないこと。
4. 個人またはグループによる宿泊を伴う旅行には、必ず責任者(成人)の付き添いを必要とし、事前に届けを担任に提出すること。

自転車通学

1. 自転車通学は許可制とする。許可条件は、適当な利用可能な交通機関のない場合とする。許可された者はステッカーを貼り、所定の場所に整然と駐車し、施錠すること。
2. 交通規則を守り近隣住民に迷惑をかけないように心がけること。安全のためヘルメットを着用すること(努力義務)。
3. 年に一回の自転車通学者講習を受けること。

考査心得

考査を受けるにあたっては、次の事項を厳守すること。

1. 不正行為又は疑わしい行為のないよう正々堂々と受験すること。私語やよそ見をしたり、物品の貸借をしたりすることは厳禁する。
2. 机は6列に配置し、番号順に着席すること。
3. 机上には、筆記用具のみをおくこと。他の所持品は椅子の下に置き、机の中に物を入れないこと。
4. 下敷・筆箱は、許可なく使用してはならない。
5. 時計のアラーム、携帯電話等使用禁止。
6. 時間終了まで答案を提出してはならない。
7. 止むを得ず欠席する場合は、事前に保護者が担任に連絡するとともに、事後、速やかに所定の欠試届を提出すること。
8. 考査時間中に退出した場合は、担当教員の指示にしたがうこと。
9. 冬季の考査において、不正行為防止のため、「ひざ掛け」の使用はできない。

服装

1. 登下校の際は、平日・休日を問わず、制服を正しく着用すること。また、生徒手帳を所持すること。
※ネクタイ・リボンの着用については、別途指示する。
※男女ともズボン、スカート、スラックスの外にカッターシャツの裾は出さないこと。
2. 止むを得ない事由により制服着用が困難な場合は、異装許可を得ること。
3. 冬服期間、合服期間については、特に定めない。
4. 制服の改造は、一切禁止する。
5. 上履きは、本校指定のものを使用すること。
6. 靴および靴下類は、通学、運動に適したものを着用すること。
7. 冬制服の上着を着用した上に着るものを防寒着として認める。
8. 頭髪、身だしなみについては、華美にならないよう心がけること。頭髪加工、化粧、装身具の着用等は禁止する。

カウンセリングについて

悩みや、迷い、様々な思いの相談を気軽に行える場として、カウンセリングルームを設置する。なお、相談についての秘密は守られる。

1. スクールカウンセラーについて
月に1回程度、スクールカウンセラーが来校し、生徒・保護者のカウンセリングを行う。
2. 予約について
スクールカウンセラーとの面談を希望する場合は、担任等に申し出て予約する。(本校の教職員であれば、誰に声をかけてもよい)
ただし、予約枠には限りがあるので、希望する日の予約が取れない場合がある。早めに予約すること。

3. 予約当日について

面接は、カウンセリングルームで行われる。予約時間に直接カウンセリングルームに行き、面談を受ける。

4. 教職員による面談について

スクールカウンセラーの来校日以外で相談がある場合、随時、教職員による面談を行うことができる。

懲戒規定

懲戒は、過ちをおかした生徒が過ちに気づき、再起することを願って行われる教育的指導である。懲戒を受けることになった生徒は、二度と過ちをおかさないように反省を深め、生活態度を改めるよう精一杯の努力をほらうこと。なお、反省が十分でない場合は、指導が継続される。

1. 懲戒の対象

(ア)喫煙、飲酒およびたばこ、電子たばこ等に準じるものの所持

(イ)薬物等の乱用

(ウ)考査中の不正行為

(エ)暴力・暴言行為

(オ)窃盗、恐喝

(カ)公共の器物及び他人の物品を故意に破損すること

(キ)不適切な交友

(ク)SNS等の不適切な扱い

(ケ)その他、学校の規則に反すること、社会的なルールに違反した行為をした場合

2. 懲戒の種類

退学、停学、訓告

--

令和6年度

第22期生

新入生のてびき



大阪府立港南造形高等学校

〒559-0031 大阪市住之江区南港東2丁目5-72

TEL 06-6613-1000 FAX 06-6613-6752

<https://konan-zokei.jp/> X (旧: twitter) :@konan_zokei

受験番号		1年	組	番
ロッカー番号		名前		

令和6(2024)年度 第22期生
大阪府立港南造形高等学校「新入生のてびき」

欠席、遅刻、早退の連絡について

1. 欠席、遅刻が事前にわかっている場合
◇この『新入生のおびき』25ページの「学校と家庭の連絡」に記入の上、切り取って担任に提出。
2. 当日急に、欠席、遅刻をする場合
◇学校の「欠席・遅刻連絡フォーム」で連絡すること。
◇必ず保護者から連絡してもらうこと。本人からの連絡の場合は、後で確認する。
3. 長期欠席の場合
◇1週間以上にわたる病気欠席は、医師の診断書を添付すること。
4. 早退の場合
◇職員室で発行する「早退許可書」を担任に提出。帰宅後、学校に帰宅連絡をする。
5. 体育の授業を見学する必要がある場合
◇5階中央階段前のホワイトボード、または職員室前のホワイトボードにある「体育科見学届」に記入して、授業担当者に提出。
6. 無断による欠席、遅刻、早退は認めない。

生徒心得 生徒指導部より

1 校内生活

- (1) 授業の始めと終わりには、起立して姿勢を整え、挨拶を行うこと。
- (2) 授業開始時刻に遅れた場合を「遅刻」とし、入室許可証に必要事項を記入し、入室すること。
各時限の遅刻も同様の手続きを行うこと。
- (3) 事情のない限り、欠席・遅刻・欠課・早退をしてはならない。止むを得ず欠席等をする時は、事前に保護者による届け出を行うこと。
- (4) 登校後は、放課後まで外出は認めない。緊急の場合は、担任に申し出て、外出許可証を得ること。
- (5) 課外活動は、平日は17時までとする。特に事情がある時は、指導教員の付き添いを条件として、延長が認められる。
- (6) 学用品以外の物品や高額の金銭を学校に持参しないこと。また、造形の授業等で許可された彫刻刀やナイフ等を除き、ライター等の危険な物品を所持しないこと。
- (7) 所持品の保管については、各自盗難被害にあわぬように充分注意すること。生徒ロッカーは施錠すること。また、落書等で汚さず清潔にすること。体育や移動教室の授業では、貴重品は各自で保管すること。
- (8) 盗難、拾得物、紛失のあった場合は、速やかに担任もしくは、生徒指導部に届けること。
- (9) 校舎、設備、備品等の公共物を大切にすること。汚損、破損したときは担任に届け出ること。弁償を原則とする。
- (10) 校内の集会、文書配布、掲示等については、事前に学年の教員に届け出て、その指示に従うこと。
- (11) エアコン、電気、水道の使用は、節約につとめ、下校の際は、後始末、戸締りを確実にすること。
- (12) 携帯電話の校内での使用については、別途指示する。

2 礼儀・作法

常に礼節を重んじ、礼儀正しく行動すること。いかなる場合にも暴力（暴言）を用いてはならない。また、他人に迷惑をかけることや、嫌な思いをさせることがあってはならない。加えてSNS等を傷つけるような書き込み、発言等をしてはならない。

3 校外生活

- どこにあっても本校生としての自覚と誇りをもち、責任ある行動をとること。
- (1) 外出に際しては、保護者との連絡をおこたらないこと。
 - (2) アルバイトは届け出制とする。保護者と十分話し合い、学業の妨げとならないよう考えて行うこと。始める前に担任に届け出ること。
 - (3) 高校生にふさわしくない施設（飲食店、遊技場）等には立ち入らないこと。
 - (4) 個人またはグループによる宿泊を伴う旅行には、必ず責任者（成人）の付き添いを必要とし、事前に届けを担任に提出すること。

4 自転車通学について

- (1) 自転車通学は許可制とする。許可条件は、適当な利用可能な交通機関のない場合とする。許可された者はステッカーを貼り、所定の場所に整然と駐車し、施錠すること。
- (2) 交通規則を守り近隣住民に迷惑をかけないよう心がけること。
安全のためヘルメットを着用すること（努力義務）。
- (3) 年に一回の自転車通学者講習を受けること。

5 考査心得

- 考査を受けるにあたっては、次の事項を厳守すること。
- (1) 不正行為又は疑わしい行為のないよう正々堂々と受験すること。私語やよそ見をしたり、物品の貸借をしたりすることは厳禁する。
 - (2) 机は6列に配置し、番号順に着席すること。
 - (3) 机上には、筆記用具のみをおくこと。他の所持品は椅子の下に置き、机の中に物を入れないこと。
 - (4) 下敷・筆箱は、許可なく使用してはならない。
 - (5) 時計のアラーム、携帯電話、スマートウォッチ等使用禁止。
 - (6) 時間終了まで答案を提出してはならない。
 - (7) 止むを得ず欠席する場合は、事前に保護者が担任に連絡するとともに、事後、速やかに所定の欠試届を提出すること。
 - (8) 考査時間中に退出した場合は、担当教員の指示にしたがうこと。
 - (9) 冬季の考査において、不正行為防止のため、「ひざ掛け」の使用はできない。

6 服装

- (1) 登下校の際は、平日・休日を問わず、制服を正しく着用すること。
また、生徒手帳を所持すること。
※ネクタイ・リボンの着用については、別途指示する。
※男女ともズボン、スカート、スラックスの外にカッターシャツの裾は出さないこと。
- (2) 止むを得ない事由により制服着用が困難な場合は、異装許可を得ること。
- (3) 冬服期間、合服期間については、特に定めない。
- (4) 制服の改造は、一切禁止する。
- (5) 上履きは、本校指定のものを使用すること。
- (6) 靴および靴下類は、通学、運動に適したものを着用すること。
- (7) 冬制服の上着を着用した上に着るものを防寒着として認める。
- (8) 頭髪、身だしなみについては、高校生らしい身だしなみを常に心がけること。
頭髪加工、化粧、装身具の着用等は禁止する。

7 懲戒規定

懲戒は、過ちをおかした生徒が過ちに気づき、再起することを願って行われる教育的指導である。懲戒を受けることになった生徒は、二度と過ちをおかさないように反省を深め、生活態度を改めるよう精一杯の努力をほらうこと。なお、反省が十分でない場合は、指導が継続される。

(1) 懲戒の対象

- (ア) 喫煙、飲酒およびたばこ、電子たばこ等に準じるものの所持
- (イ) 薬物等の乱用
- (ウ) 考査中の不正行為
- (エ) 暴力・暴言行為
- (オ) 窃盗、恐喝
- (カ) 公共の器物及び他人の物品を故意に破損すること
- (キ) 不適切な交遊
- (ク) SNS等の不適切な扱い
- (ケ) その他、学校の規則に反すること、高校生としてあるまじき行為をした場合

(2) 懲戒の種類

退学、停学、訓告

生徒心得について

港南造形生としての誇りを持ち、規律・規範を守り、常に礼節を重んじ、礼儀正しく責任ある行動をとること。

1. 校内生活

- (1) 授業の始めと終わりには、起立して姿勢を整え、挨拶を行うこと。
- (2) 授業開始時刻に遅れた場合を「遅刻」とし、入室許可証に必要事項を記入し、入室すること。各時間の遅刻も同様の手続きを行うこと。
- (3) 事情のない限り、欠席・遅刻・欠課・早退をしてはならない。止むを得ず欠席等をする時は、事前に保護者による届け出を行うこと。
- (4) 登校後は、放課後まで外出は認めない。緊急の場合は、担任に申し出て、外出許可証を得ること。
- (5) 課外活動は、平日は17時までとする。特に事情がある時は、指導教員の付き添いを条件として、延長が認められる。
- (6) 学用品以外の物品や高額の金銭を学校に持参しないこと。また、造形の授業等で許可された彫刻刀やナイフ等を除き、ライター等の危険な物品を所持しないこと。
- (7) 所持品の保管については、各自盗難被害にあわぬように充分注意すること。生徒ロッカーは施錠すること。また、落書等で汚さず清潔にすること。体育や移動教室の授業では、貴重品は各自、生徒ロッカーで保管すること。
- (8) 盗難、拾得物、紛失のあった場合は、速やかに担任もしくは、生徒指導部に届けること。
- (9) 校舎、設備、備品等の公共物を大切にすること。汚損、破損したときは担任に届け出ること。弁償を原則とする。
- (10) 校内での集会、文書配布、掲示等については、事前に学年の教員に届け出て、その指示に従うこと。

-13-

生徒手帳

2023



大阪府立港南造形高等学校

- (1) エアコン、電気、水道の使用は、節約につとめ、下校の際は、後始末ならびに戸締りを確実にすること。
- (2) 携帯電話の校内での使用については、別途指示する。

2. 礼儀・作法

常に礼節を重んじ、礼儀正しく行動すること。いかなる場合にも暴力(暴言)を用いてはならない。また、他人に迷惑をかけることや、嫌な思いをさせることがあってはならない。

3. 校外生活

どこにあっても港南造形生としての自覚と誇りを持ち、責任ある行動をとること。

- (1) 外出に際しては、保護者との連絡をおこたらないこと。
- (2) アルバイトは届け出制とする。保護者と十分話し合い、学業の妨げとならないよう考えて行うこと。始める前に担任に届け出ること。
- (3) 高校生にふさわしくない施設(飲食店、遊技場)等には立ち入らないこと。
- (4) 個人またはグループによる宿泊を伴う旅行には、必ず責任者(成人)の付き添いを必要とし、事前に届けを担任に提出すること。

4. 自転車通学

- (1) 自転車通学は許可制とする。許可条件は、適当な利用可能な交通機関のない場合とする。許可された者はステッカーを貼り、所定の場所に整然と駐車し、施錠すること。
- (2) 交通規則を守り近隣住民に迷惑をかけないように心がけること。安全のためヘルメットを着用すること(努力義務)。
- (3) 年に一回の自転車通学者講習を受けること。

5. 考査心得

考査を受けるにあたっては、次の事項を厳守すること。

- (1) 不正行為又は疑わしい行為のないよう正々堂々と受験すること。私語やよそ見をしたり、物品の貸借

をしたりすることは厳禁する。

- (2) 机は6列に配置し、番号順に着席すること。
- (3) 机上には、筆記用具のみをおくこと。他の所持品は椅子の下に置き、机の中に物を入れないこと。
- (4) 下敷・筆箱は、許可なく使用してはならない。
- (5) 時計のアラーム、携帯電話等使用禁止。
- (6) 時間終了まで答案を提出してはならない。
- (7) 止むを得ず欠席する場合は、事前に保護者が担任に連絡するとともに、事後、速やかに所定の欠試届を提出すること。
- (8) 考査時間中に退出した場合は、担当教員の指示にしたがうこと。
- (9) 冬季の考査において、不正行為防止のため、「ひざ掛け」の使用はできない。

6. 服装

- (1) 登下校の際は、平日・休日を問わず、制服を正しく着用すること。また、生徒手帳を所持すること。
※ネクタイ・リボンの着用については、別途指示する。
※男女ともズボン、スカート、スラックスの外にカッターシャツの裾は出さないこと。
- (2) 止むを得ない事由により制服着用が困難な場合は、異装許可を得ること。
- (3) 冬服期間、合服期間については、特に定めない。
- (4) 制服の改造は、一切禁止する。
- (5) 上履きは、本校指定のものを使用すること。
- (6) 靴および靴下類は、通学、運動に適したものを着ていること。
- (7) 冬制服の上着を着用した上に着るものを防寒着として認める。
- (8) 頭髪、身だしなみについては、高校生らしい身だしなみを常に心がけること。頭髪加工、化粧、装身具の着用等は禁止する。

7. カウンセリングについて

悩みや、迷い、様々な思いの相談を気軽に行える場

-14-

-15-

として、カウンセリングルームを設置する。なお、相談についての秘密は守られる。

- (1) スクールカウンセラーについて
月に1回程度、スクールカウンセラーが来校し、生徒・保護者のカウンセリングを行う。
- (2) 予約について
スクールカウンセラーとの面談を希望する場合は、担任等に申し出て予約する。(本校の教職員であれば、誰に声をかけてもよい) ただし、予約枠には限りがあるので、希望する日の予約が取れない場合がある。早めに予約すること。
- (3) 予約当日について
面接は、カウンセリングルームで行われる。予約時間に直接カウンセリングルームに行き、面談を受ける。
- (4) 教職員による面談について
スクールカウンセラーの来校日以外で相談がある場合、随時、教職員による面談を行うことができる。

8. 懲戒規定

懲戒は、過ちをおかした生徒が過ちに気づき、再起することを願って行われる教育的指導である。懲戒を受けることになった生徒は、二度と過ちをおかさないように反省を深め、生活態度を改めるよう精一杯の努力を払うこと。なお、反省が十分でない場合は、指導が継続される。

- (1) 懲戒の対象
 - (ア) 喫煙、飲酒およびたばこ、電子たばこ等に準じるものの所持
 - (イ) 薬物等の乱用
 - (ウ) 調査中の不正行為
 - (エ) 暴力・暴言行為
 - (オ) 窃盗、恐喝
 - (カ) 公共の器物及び他人の物品を故意に破損すること
 - (キ) 不適切な交遊

- (ク) SNS等の不適切な扱い
- (ケ) その他、学校の規則に反すること、高校生としてあるまじき行為をした場合

- (2) 懲戒の種類
退学、停学、訓告

9. 各種届出

- (1) 学校を欠席・遅刻・早退するときは、右記のQRコードより、連絡フォームに入り、必ず事前に入力すること。
- (2) 欠席・遅刻・早退以外の各種届出については、下記の表のとおり、届出を行うこと。



種 類	提出先	時 期	届出設置場所	備 考
欠 試 届	担 任	速やかに	職員室	保護者からの届出による
入室許可証	授業担当	事 前	職員室	
早退・外出許可願	担 任	当 日	職員室	登校後に提出する時
掲示展示願	担 任	事 前	職員室	
アルバイト届	担 任	1週間前	生徒指導室	保護者からの届出による
住所変更届	担 任	速やかに	事務室	保護者からの届出による
学割交付願	担 任	1週間前	事務室	
生徒証再交付願	担 任	速やかに	事務室	
在学証明書交付願	事務室	必要な時	事務室	
通学経路変更届	担 任	速やかに	事務室	
保護者変更届	担 任	速やかに	事務室	保護者からの届出による
改 姓 届	担 任	速やかに	事務室	保護者からの届出による